

当局、隠蔽・仮装の有無の争点化を懸念か

会社役員の第二次納税義務、課税・徴収部門が連携強化

令和6年度税制改正で創設された国税徴収法40条の第二次納税義務は、本年1月1日以後の偽りその他不正の行為により免れ、または還付を受けた国税について適用されている。被支配会社の役員等に対する当該第二次納税義務は重加算税賦課事案を対象としており、争訟において偽りその他不正の行為（隠蔽・仮装）の有無が争点となる可能性もあることから、国税当局は課税部門と徴収部門の連携が必要不可欠としている。本特集では、当局の指示文書等に基づき徴収法40条の第二次納税義務の概要、課税・徴収部門の連携等について確認する。

▶▶通則法68条の重加賦課事案が対象

Q. 令和6年度改正で創設された第二次納税義務の概要を教えてください。



徴収法40条の第二次納税義務は、法人を支配する役員等が、偽りその他不正の行為によりその法人の国税を免れ、または国税の還付を受け、かつ、法人の財産を散逸させて納税義務を履行していない場合に、その国税の額または法人から散逸させた財産（不正行為があった時以後に役員等が移転を受けた財産および移転をした財産）の額を限度として、その役員等から法人の国税を徴収するというものです。対象事案は、原則として、国税通則法68条に基づき重加算税が賦課された事案とされます（図参照）。

▶▶架空の免税売上げ・課税仕入れ計上も

Q. 偽りその他不正の行為に該当する事実とは？



国税通則法68条の「隠蔽」または「仮装」に該当する場合は、一般的に偽りその他不正の行為にも該当することになります（徴基通第40条関係1）。

したがって、例えば、次のような事実は、偽りその他不正の行為に該当します。①いわゆる二重帳簿を作成していること、②帳簿書類の隠匿、虚偽記載等があること、③特定の損金算入の要件とされる証明書等を改ざんし、または虚偽の申請に基づき交付を受けていること、④簿外資産に係る利息収入、賃貸料収入等の果実を計上していないこと、⑤簿外資金をもって役員賞与その他の費用を支出していること、⑥架空の免税売上げを計上し、同額の架空の課税仕入れを計上していること。